

議事日程(第2号)

令和2年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 令和元年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第2号 令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第3号 令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第5号 令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第6号 令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第7号 権利の放棄について
- 日程第8 議案第8号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第9 議案第9号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第10号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23	議案第23号	令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第24	議案第24号	令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第25	議案第25号	令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第26	議案第26号	令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第27	議案第27号	令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第28	議案第28号	令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第29	議案第29号	令和2年度高鍋町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第1号	令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）
日程第2	議案第2号	令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第3	議案第3号	令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第4	議案第4号	令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第5	議案第5号	令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第6号	令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第7号	権利の放棄について
日程第8	議案第8号	土地改良事業計画の変更について
日程第9	議案第9号	町道路線の認定について
日程第10	議案第10号	高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第11号	高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第12号	高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第13号	高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第14号	高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第15号	高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第16号	高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
日程第17	議案第17号	高鍋町男女共同参画推進条例の制定について
日程第18	議案第18号	高鍋町附属機関設置条例の一部改正について
日程第19	議案第19号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第20号 令和2年度高鍋町一般会計予算
 日程第21 議案第21号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
 日程第22 議案第22号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第23 議案第23号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算
 日程第24 議案第24号 令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
 日程第25 議案第25号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算
 日程第26 議案第26号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
 日程第27 議案第27号 令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
 日程第28 議案第28号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
 日程第29 議案第29号 令和2年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |
| 11番 中村 末子君 | 12番 春成 勇君 |
| 13番 日高 正則君 | 15番 緒方 直樹君 |
| 16番 青木 善明君 | |

欠席議員（1名）

- 14番 杉尾 浩一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 …………… | 黒木 敏之君 | 副町長 …………… | 児玉 洋一君 |
| 教育長 …………… | 川上 浩君 | 農業委員会会長 ……… | 坂本 弘志君 |
| 代表監査委員 ……… | 黒木 輝幸君 | | |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… | | 河野 辰己君 | |
| 財政経営課長 ……… | 徳永 恵子君 | 建設管理課長 ……… | 恵利 弘一君 |
| 農業政策課長 ……… | 横山 英二君 | 農業委員会事務局長 …… | 飯干 雄司君 |

地域政策課長	……………	渡部 忠士君		
会計管理者兼会計課長	……………		鳥井 和昭君	
町民生活課長	……………	山下 美穂君	健康保険課長	…………… 宮越 信義君
福祉課長	……………	中里 祐二君	税務課長	…………… 杉 英樹君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	…………… 野中 康弘君
社会教育課長	……………	稲井 義人君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。ついに宮崎県内でも新型コロナウイルスの発症患者が出たということで緊張感が高まる中、昨日、議長室におきまして、午前11時より議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、議会事務局より2名が参加し、臨時の議会運営委員会を開催いたしましたので内容の報告をいたします。

今定例議会では、新型コロナウイルス予防のため、本議会場及び各常任委員会及び特別委員会の審査時におきましても、全員、マスクの着用、また、傍聴者の方々に対しましてもマスクの着用及び傍聴の自粛を、昨日、回覧を通してお願いしたところでございます。

なお、本会議場など40人近くが集まる場所では、できるだけ一緒にいる時間を短縮するために、質疑及び答弁とも短縮、端的にさせていただければ幸いです。

議員各位、執行部の皆さんの御協力をお願いし、御報告といたします。

日程第1. 議案第1号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。今回の補正予算は調整が多いようだけれども、項目ごとにきちんと説明を求めたいと思います。

手話通訳が確保できなかった原因は何でしょうか。

栄養士が途中退職しても運営に支障は来たさなかったのか。

エコクリーンの損害賠償について裁判の流れの説明を求めます。

増額した部分で、補助要綱の違いか、それとも単なる見込み違いかなど説明をしていただきたいと思います。

また、この案件に新型コロナウイルス対策などの予算がなかったのはなぜか。また、ないとなれば、どのようにこれから対策を講じていくのか、その概要をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。福祉課関係の部分についてお答えをしたいと思います。

まず、手話通訳者の確保というところについてなんですけれども、昨年3月で前任の嘱託員が退職をしました。それ以降、町の広報等を通じて募集をしておりましたが応募がなく、その後、宮崎県聴覚障害者協会へ紹介依頼をしておりましたが、そこでも適任者が見つかりませんでした。同様に高鍋町手話サークルとも相談をしたところです。その後、ハローワークのほうに求人票を出しましたが、今現在も応募がないという状況でございます。新年度においては、手話通訳士という資格要件をとりまして、手話ができる方ということで要件を緩和して募集をしているところでございます。

次に、歳出の部分で増額補正のあった要因なんですけれども、宮崎市総合発達支援センター負担金の増につきましては、平成30年度の利用者の確定によりまして、その利用者がふえたということによるものでございます。

その次に重度障害者医療費の増につきましては、重度心身障害者受給者数の推移が増加する見込みであるということから、所要の増額補正をするというものです。

それから、県負担金返還金ですけれども、こちらは平成30年度の宮崎県障害者医療費負担金の実績の確定に伴います負担金の返還でございます。

あと、私立保育園委託料の増なんですけれども、保育園などを運営するために必要とされる運営費のうち、保育士等の人件費が国家公務員の給与に準じて算定されている関係で人事院勧告分も加味をされております。このことから、人件費の増額があったためでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。健康保険課関係部分についてお答えいたします。

まず、増額要因となった部分でございますが、母子保健費が該当しております。こちらにつきましては、12月までの母子健康手帳交付数が伸びておりまして、このままでは健診費用が不足すると見込まれることから、増額補正を今回したものでございます。

次に、管理栄養士が途中退職ということの支障ということでございますけれども、本人からは数カ月前までに連絡をいただいております。業務に特段支障を来してはおりません。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。戸籍住民基本台帳費、負担金補助及び交付金282万8,000円の増額補正につきましては、国の想定によりまして増加が見込まれますマイナンバーカードの交付申請に対応するための設備の拡張に係る費用等により、

歳入として事業費補助金、歳出として地方公共団体情報システム機構への関連事務委任交付金を増額するものでございます。

次に、エコクリーンプラザみやぎに係る損害賠償金についてでございます。

今回の損害賠償金884万5,000円につきましては、浸出水調整池の破損及び塩化物処理能力の不足により、宮崎県環境整備公社が平成22年4月に設計業者及び施工業者に対しまして損害賠償請求訴訟を起こしました。

令和元年7月に判決が確定いたしまして、損害賠償金及び遅延損害金として認められました14億9,892万円につきましては、費用等を差し引き、残りを当該期間のごみ量割等により案分して清算されたものでございます。

また、毎年1,998万円を補強工事及びその関連事業費として県環境整備公社へ貸付金として支出してございましたけれども、こちらも裁判が結審しましたことにより、全額を返済されたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地域政策課関係部分につきましてお答えをさせていただきます。

地域政策課、増減の理由でございますけれども、細目の商工業振興費でございますけれども、企業立地奨励に係ります雇用促進奨励金が1社分——1社と申しますのは株式会社餃子の馬渡でございますけれども、確定しましたことによります240万円の増額でございます。

ふるさと納税推進事業費につきましては、歳入歳出ともに1億3,000万円の増額をしておりますけれども、今後の支出見込み額を精査いたしまして、実質の事業経費といたしましては1,864万7,000円を減額しております。

寄附額から経費を差し引きました残額を積立金に計上しておりますけれども、今回1億4,864万7,000円増額しております、約7億円の基金への積み立てができる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。農業政策課関係部分について御説明させていただきます。

まず、55ページの尾鈴地区土地改良事業費は868万8,000円の増額となっております。この増額の要因は、県営事業染ヶ岡・鬼ヶ久保地区、1期・2期・3期地区につきまして、今回、国の補正予算を利用しまして、事業を今年度に前倒して実施することになったことに伴いまして、追加負担金として923万8,000円を計上したことによるものでございます。

同じく55ページの防災ダム費につきましては、10万円の増額となっております。こ

ちらのほうは県営防災ダム事業につきまして、先ほどのと同じように国の補正予算を利用して、事業を今年度に前倒して実施することになったことに伴いまして、追加負担金として60万円を計上したことによるものでございます。

同じく55ページの交流施設費は210万6,000円の増額となっております。こちらは配管改修工事に伴う温泉の休業に対する営業補償54万9,000円を計上したことが増額の要因でございます。今回の工事により、期間中は全く収入がない状態となりますけれども、4月の新体制でのオープンまでに従業員の方をつなぎとめておく必要がございますので、今回、人件費分だけを算定して補正予算として計上させていただきました。

57ページの農政企画費は292万8,000円の増額となっております。こちらのほうも国の補正予算事業であります担い手確保・経営強化支援事業補助金の採択を本町の2名の生産者の方が受けたことによりまして、704万4,000円を計上していることが増額の要因でございます。

同じく57ページの鳥獣行政事務費は15万7,000円の増額となっております。野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金におきまして、今年度の捕獲実績が当初予算での想定を超えることが確実となりましたので、30万7,000円を増額したことによるものでございます。ことしの捕獲頭数の見込みは、イノシシ、鹿の親のほうは135頭、イノシシの子ども、あとタヌキなんかは40頭、合計175頭を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課分について御説明いたします。

予算書は63ページになりますが、道路橋梁費につきましては、社会資本整備総合交付金において、国の補正予算に対応し、中嶋中河原線の安全施設工事の事業費を追加するものでございます。

また、河川総務費の水門操作委託につきましては、台風や大雨時に水門操作を実施したことによる実績に基づく増額でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。教育総務課所管におけます主な増額補正についてお答えをいたします。

予算書67ページの事務局費は、学校等との連絡増により、教育総務課内の電話料の不足が見込まれること。

69ページの学校管理費、東小学校費につきましては、2学期以降、問題を抱える児童への対応のため、学校が保護者との連絡を密にとったことなどによる電話料の不足が見込まれること。

西小学校費につきましては、学校生活支援員の賃金の不足、また、西小、東中、給食センターの水道代の不足が見込まれるため、増額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。社会教育課の増額補正分につきましては予算書の71ページですが、図書館費の需用費になります。これは、予算書の25ページにあります一般財団法人正幸会様から、古文書の保存に活用してくださいという趣旨で20万円の教育寄附金をいただきました。その歳出といたしまして、古文書修復に係る消耗品を補正するものです。

それから、予算書の73ページですが、保健体育総務費の報償費、県外大会出場奨励金ですが、20万円の増額になります。これは、ここ数年の県外大会出場の実績によって補正をするものです。

以上です。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

今般の補正予算におきましては、新型コロナウイルスの対策予算は計上しておりませんが、現行の予算で次亜塩素酸水消毒液を購入しておるところでございます。

町におきましては、2月28日に町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げまして、毎日、対策本部会議を開催し、町としての対応等を協議するとともに国・県から通知される情報の共有化を図っているところでございます。

また、町民の皆様への情報提供につきましては、町のホームページ等を活用して広報をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。済みません、委員会審査がありませんので、1点だけ質疑いたします。

53ページの負担金補助及び交付金のところの産地パワーアップ事業補助金なんですけど、きのうの詳細説明の中では、課長は、該当する農家いなかったということでマイナス補正になっておりますが、私は前回の一般質問でもこのことについては、強い農業補助金とともに質問の中に入っていたと思うんですが。この産地パワーアップ補助金について、私も国のほうに、農水省の担当課のほうに問い合わせたところ、1月末ぐらいには県のほうに、このハードルが高いということで、あってもなかなか使えないということで、国のほうが県のほうに緩和した状態の文書及び資料を送りますということですが、本町には県を通してそういう文書や資料が——緩和された内容——届いているのかどうか、そこだけちょっとお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。済みません、ちょっと確認はしていない

ところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論を行います。

現在、全国では、コロナウイルスに対して対応を苦慮している状況です。安倍首相は見えない敵と称しておりますけれども、いろんなウイルスに対応できるよう国立感染症研究所への予算減額やダイヤモンド・プリンセス号の中でウイルスを培養したのではないかと批判を諸外国からも浴びております。

その船に、宮崎県でも3名が乗船していたことは報道で明らかにされていますが、昨日、宮崎県でも、アメリカから帰ってこられた方、報道がありました。個人情報であることなどから経過観察をしているとの県の報告ですけれども、宮崎県では対応できる状況が少ないと聞いております。

高鍋でも、いち早く対策会議を立ち上げられたようなんですけれども、住民からは宮日などへの記載がないとか、いろんなお店に行ってもティッシュ、マスク、消毒用の商品が棚から消える事態になっております。全体でパニック状況となっている中で、コロナウイルスに対する町民への周知及び商店への呼びかけなどを通して、冷静に、かつ平常どおりの生活を送れる安心安全を確保できる状況をつくるにはどうすべきかをしっかりと伝える役割が自治体にはあると思います。

WHOでも、せきが出ないなどの人はマスクの着用は必要がないなど、マスコミを通して、パニック症候群が起きないように注意喚起をしています。こんなときだからこそ千円予算でもつけ、いつでも対応できる準備をしていることを示してほしいかと私は思います。

手洗い、うがいなど、私たちができる対応策、お茶などでうがいをすることも有効な手段の一つのようです。身近にあるいろんなものを使い対策を講じる策と知恵を示すことが、住民の安心安全を確保できる一番だと思います。

総括質疑の中でも明らかにされていますが、いろんな介護施設などでは、インフルエンザのときから面会に対して注意するなど、万全の対策をとられているようです。

また、こんな中で不要不急の集会などはしないでいただきたいとのことですが、商店街など、人通りが全く見られません。

また、放課後対策事業をいただいている方からも、狭いところでの預かりには限界がある。広い体育館などを開放していただき、子どものストレスが発散できるようにお願

いしたいなどの要望もあるようです。素早く、それでも冷静に対応していただくことをお願いして、賛成としたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号令和元年度高鍋町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（青木 善明） 日程第2、議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。済みません、歳入部門で第三者納付金があって交通事故とのことだったんですけれども、それに関して、歳出において求償事務手数料があるが、その理由は何でしょうか。基金積み立ての概要、根拠及び現在高をお知らせください。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、求償事務手数料についてでございますが、交通事故等の場合、第三者に当該事故等により生じた保険給付について、過失割合に応じ、損害賠償の請求を行います。それに係る徴収、収納事務を国保連合会のほうに委託をしており、その収納額の7%を事務処理手数料として連合会に支払いをするというものでございます。

次に、基金についてでございますが、国からの指導もあり、剰余金が発生した場合、翌年度の税率抑制に充てるのではなく、基金に積み増し、後年度の納付金や保険税必要額の増加に備えることとされておることから、今回、基金に積み立てるものでございます。今回の補正により、基金残高は6億9,826万円となります。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に対して、賛成の立場で討論を行います。

第三者行為については、交通事故や労災などの認定がおくれた場合などについて発生しますけれども、その事務手続については大変な作業だと思います。しかし、この問題は連合会が取得されるということで、これは少し考慮していただけたらと思ったところです。

病気になって知る国民皆保険制度ですが、これも互助の精神がなければ成り立たないものです。特定健診などをしっかりと受けていただく努力をしても、住民への周知が図れないもどかしい思いを職員の皆さんはされていると思います。しかし、みずからが定めた目標にどう到達できるのかと頑張っている職員にエールを送りたいと思います。

これからも住民の健康づくり、保険税をいかに抑え、安心を享受できるかをお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第2号令和元年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1点だけお願いします。

温泉無料券減額の1つの要因には、レジオネラ発生予防などの施設整備も大きくかかわっていると考えますが、利用者から、その分、来年度での発給の声は出ていないかどうか確認をさせていただきます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。温泉無料保養券につきましては、1月からの施設整備に伴う休館がわかった時点で、早期の取得、早期の利用について、お知らせ等により案内をしております。

現在のところ、利用者から、来年度分はその分を上乗せしてほしいといったような要望等は伺っていないところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者の方も国保と同じく特定健診を受ける人が多くなってまいりました。自分で自分の健康を維持できるようにすることは、大切さを知恵として持てるようになったことのあらわれだと思います。そのような自覚を、思いを持てる要因は、高鍋町の保健所を初めとする職員の働きかけがあると思います。

ある地域でのお話です。「高鍋町の健康づくりセンターから料理教室をしてもらいました。簡単にできるレシピでおいしくでき、とても参考になりました。年をとるとお互いに助け合い、健康の話などをするきっかけになりました。また、夫が切れなくなった包丁を皆さんの分まで研いできて喜ばれました」とのお話がありました。このように、地域で互いに助け合う地域づくりが自然な形で形成できることは、大変よいことだと思います。

無料温泉券は確かに高鍋町単独事業ですが、このような触れ合いで健康でいられる仕組みづくりを県へお知らせ願ひ、健康づくりの一環事業として認めていただけるようお願いして、賛成の討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第3号令和元年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。滞納繰り越し分残高は幾らで、今回、徴収できた理由は何でしょうか。協力金については区域外のところだと思っけども、設置に関する費用はどのぐらいかかっているのかお伺ひします。

汚泥管梁布設については、公共ます設置の要望がありとのことですが、何件の要望であり、年度内にしなければならなかった理由は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。滞納繰り越し分の残高でございますが、563万9,400円でございます。今回、徴収できた理由につきましては、宅地開発及び職員による訪問によって納入があったものでございます。

区域外の設置に関する費用につきましては、基本的に区域外は原因者の負担となりますので、費用は発生しておりません。

公共ますの設置につきましては、中央公民館付近と舞鶴団地付近の2カ所ありまして、新築の物件でございまして、3月末に引き渡しを行いたいということであったためでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

下水道事業も年が重なるごとに、国はその負担を国民へ押しつけようとしています。総務省は、その通達の中で、水道事業と同じく独立採算方式にさせようとしています。しかし、それは大きな工事費がかかる事業を、単に住民へ肩がわりさせることにしかありません。私たち議員は、このような理不尽な状況を町民の立場に立ってしっかりと国に向かって意見を述べなければなりません。

高鍋町はコンパクトシティですが、その中でも下水道事業は見直さなければならない時期に来ています。慎重に計画していることを鑑み、賛成といたしたいと思います。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第4号令和元年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第5号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。機能強化推進については、昨年度、システム改修を行いましたけれども、今年度歳入の算定基礎について説明を求めたいと思います。

また、基金残高は幾らでしょうか。

今回のコロナウイルス対応について、県内施設では家族の面会も禁止など、厳しい対応がなされているようですが、高鍋町内の施設ではどうでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、保険者機能強化推進交付金についてでございますが、本交付金は、介護保険法改正に伴う平成30年度からの事業で、地域包括ケアシステムの市町村の評価点数に基づき財政的インセンティブが付与される交付金で、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するものでございます。

次に、基金残高についてでございますが、令和2年3月末に3億3,673万437円となることを見込んでいますところでございます。

次に、町内の介護施設のコロナウイルス対応についてでございますが、厚生労働省から、面会は緊急、やむを得ない場合を除き、制限するようにとの通知があります。施設により異なりますが、県内他施設と同様の対応をされているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号令和元年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号

○議長（青木 善明） 日程第6、議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。基金の総額及び土地改良区への負担金算定の割合はどのようになっているのでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。

まず、基金総額につきましては、今回の補正額467万4,000円と合わせますと1,653万7,000円となります。

次に、この雑用水事業は土地改良区の配管を利用して事業を行っておりますので、土地改良区のほうに負担金を納める必要がございます。その負担金の算出方法につきましては、土地改良区が行っている各種補助事業分を差し引いた歳出決算額に、雑用水事業で使用した水量の割合を乗じた額となっております。今年度の雑用水事業で使用した水量の割合は、一ツ瀬川土地改良区総取水量の約4.6%となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第6号令和元年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

日程第26. 議案第26号

日程第27. 議案第27号

日程第28. 議案第28号

日程第29. 議案第29号

○議長（青木 善明） 次に、日程第7、議案第7号権利の放棄についてから、日程第29、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上23件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第7号権利の放棄について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。県は放棄していないようですが、その理由は御存じでしょうか。県との協議内容はどうだったのでしょうか。

また、新しい更新関係からすると、土地改良区の皆さんの御意見も分かれると思うんですが、後継者がいても、負担があれば、また昔のように貸付金の形をとるのかどうするのか議論しないと、放棄するという単純な問題ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。まず、県のお話ですけども、そもそも県のほうは、町と違いまして貸付金ではなくて立替金となっております、正式には債権として取り扱っていないんですけども、今後も県のほうは引き続き、農業農村の振興を目的として未施工区に対して関連事業の推進を県と市町と土地改良区一体となって実施し、地元関係者の合意形成が得られれば、再度、国営土地改良事業への編入を協議し、その結果、受益が発生した場合は、県の負担金徴収条例に基づき償還を求めているところでございます。

次に、県との協議なんですけども、これまで行ってまいりました関係4市町担当課長会議などには県の職員も同席をしておりますので、今回の関係市町による、この権利の放棄に向けた動きについては、県のほうも理解し了承を得ているところでございます。

次に、土地改良区の見解も分かれるのではないかと御質疑でございますけども、今回の更新事業は土地改良区からの要望に基づくものでございますので、組合員の総意によるものであるというふうに認識しているところでございます。

次に、更新事業における地元負担についてですけども、土地改良事業でいいます地元という考え方につきましては、地元自治体と農家とを合わせたものということになっております。

現在、県内の国営で土地改良事業が行われたところを見ても、地元負担分は地元自治体が全額を負担し、農家負担はゼロとなっているところがほとんどでございます。実際に負担金の償還が始まるのは更新事業が終わってからということになりますので、恐らく10年後ぐらいになるものと思われるんですけども、町の負担も減らす必要が当然ございますので、まずは町議の皆様の御協力もいただきながら、国や県に対する働きかけを積極的に行い、できる限り地元負担の軽減を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第8号土地改良事業計画の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。2点ほど質疑します。

これは第7号議案とも関連しますけれども、変更の目的は何でしょうか。なぜなら、一ツ瀬川土地改良事業の未施工区に関して、そのところだけの減とするではいけないと考えますし、現況把握はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

台風などによって崩れ、面積が少なくなっている箇所及び災害による被害が想定される場所など、綿密に調査検討されたのかどうかお伺いします。

以前の未施工区となった理由はしっかりと把握しているのか、また、そのことに関連して、土地改良区内の農業者及び農業法人格で運営されているところなどとの協議やアンケートなどは行ってきたのか、また、負担が出てくると、後継者もないのにと、先ほどは答弁がありましたので、今度は負担がないかもしれませんけれども、未施工区が出てこないとも限りませんが、その辺の話し合いは行われてきたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。

まず、第8号の土地改良事業計画の変更の目的につきましては、提案理由でも御説明させていただきましたとおり、今回の更新事業の計画面積に合わせて基幹水利施設管理事業の計画面積を変更する必要が生じたものでございます。

次に、今回の更新に当たって現況の把握なんですけれども、実際に農地のほうに賦課金をかけております一ツ瀬川土地改良区が中心になって、国、県、町が連携して現況調査を行っております。その調査結果を受けまして、実際には農地として利用されていない土地などの精査をしっかりと行った上で、計画面積を確定させたところでございます。

次に、未施工区となった理由についてですけれども、やはり負担金が大きかったことが一番の原因であるというふうに認識しているところでございます。今回、事業化できるかどうかを検討するために、未施工区の農地を所有される方に対して、水利用の意向についてのアンケート調査を行っております。残念ながら本町におきましては、立地的な問題等もございまして事業化を断念したところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、今回の更新事業は全くの白紙の状態から行うものではございませんで、国営施設の老朽化を危惧した土地改良区からの要望に基づくものではありませんけれども、今後、今回の議会に提案させていただきました基幹水利事業の計画変更の議決をいただいた後に公告を行い、土地改良区と一緒に未施工地区の方と、あと組合員の皆さん、その全てから、3分の2以上の同意徴収を行う必要がございますので、その際に、しっかりと更新事業全体概要の説明を行い、理解を求めていく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第9号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。これを見る限り、民間の宅地造成に伴い町道とする予定のようなんですけれども、矢印の先については複雑に入り込んでいる状況下にあります。

また、ここを町道とすると、今後はその先も町道とし、新たな道路取りつけが必要となると考えますが、その後の計画はあるのかどうかお伺いします。

771号の松本（5）線についても同様で、西側は、多分、里道よりちょっと広いもうちょっと広いかなと思うんですけれども、道路であると思うんですけれども、その後の計画及び、なぜこの部分なのかというのが、ちょっと気になるんですけれどもどうでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。今回認定します2路線ともに宅地造成により道路部分を町に寄附されたものでございますが、現在の建築基準法では町道認定を行

う必要もあるため、今回認定するものです。

770号水除下(4)線につきましては、御質疑のとおり、今回認定します町道の先は、一部個人所有の道路となっているところがございます。その問題が解決次第、町道として認定していく考えでございます。

また、771号松本(5)線につきましては、終点側は、一ツ瀬川土地改良事業で整備された道路で里道となっております。町道認定については、今後検討していきたいと考えております。

○議長(青木 善明) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番(中村 末子君) 11番。スクールソーシャルワーカー設置における条例の一部改正と見ているんですけれども、時間額に関して、基準及びどういったときに利用され、どのような効果が期待できるのか、また、予算額としては少ないようなんですけれども、ほかの市町村とのかけ持ちとなる仕事の内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長(青木 善明) 教育総務課長。

○教育総務課長(野中 康弘君) 教育総務課長。条例の所管課は総務課でございますが、スクールソーシャルワーカー配置の効果等についての御質疑ですので、教育総務課でお答えをさせていただきます。

スクールソーシャルワーカーの時間額に関する基準につきましては、県の規定に準じております。また、その職務といたしましては、学校からの要請に応じ、町教育委員会の指揮監督のもとに、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけ、保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供などを行うこととしております。

その効果といたしましては、本町独自にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、曜日ごとに訪問する学校を固定化できるなど、訪問回数の増加が可能となりますので、スクールソーシャルワーカーと学校の連携がより密になり、児童生徒指導上の問題の早期発見、早期解決、学校の抱える課題、支援ニーズを的確に把握できるなどの効果が期待できるところでございます。

令和2年度の配置につきましては、議員お見込みのとおり、他の町との兼務となる予定でございます。

以上です。

○議長(青木 善明) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木 善明) これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついて質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。免除・還付に関する記述などが出ておりますけれども、基準は設けているのか、また、そのことによって指定管理者の権限は大きくなるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

免除・還付に関する基準についてでございますが、公用の場合または災害等やむを得ない場合としております。

また、指定管理者の権限については、基準の変更がないため変わりませんが、健康保険課に提出いただいております免除申請を、直接、老人福祉センターに提出していただくことができるようになるため、利用者の利便性の向上が図れるものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。文言の改めだけで問題はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今回の改正条例は定義や大枠を定めたものでございまして、具体的な利用者負担額等につきましては、別途規則で定めるということになっておりまして、この条例の中では支給認定という文言を教育・保育給付認定という名称に改めるということだけでよいものというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑

を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 連帯保証人の変更時におけるとあるんですけども、連帯保証人が死亡した場合、また、収入がなくなり保証人としての任が果たせないと判断した場合など、変更せざるを得ない状況となるのか。また、そのことを把握するため、調査は定期的に行うのか、また、連帯保証人が死亡などの場合、保証人になっていると知らない相続者についてはどう規定するのか。

町営住宅の保証人問題に関してはきちんと把握するのか、もしくは、町営住宅入居者に関して所得の低い方々もおられるようですので、その場合の保証人のあり方を検討して、今回の条例改正に入れるべきではなかったかと考えますがどうでしょうか。

また、利息が変動制となるようですが、毎年変わるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。お答えいたします。

条例改正後に連帯保証人の変更があったときに、改正後の条例の適用を受けることとなりますが、それでは現在の入居者の連帯保証人の方々が12月分の限度額の適用を受けられないこととなりますので、承認をいただければ、現在の入居者と連帯保証人に誓約書の更新をお願いし、新たに誓約書を提出していただくことで、改正後の条例の適用が受けられるように対応していきたいと考えております。

また、連帯保証人の状況等の調査は定期的に、今のところ2年に1回というふうに考えておるんですが、その中で連帯保証人の死亡や収入状況を確認していきたいと考えております。

保証人となっているの知らない相続者については、民法で規定されているとおりでありますので、条例に規定することは必要ないのではないかと考えております。

保証人のあり方を条例改正に入れるべきではなかったかとのことですが、今回の改正は民法の改正に伴い所要の改正を行うもので、保証人のことにつきましては、今後検討を進めていきたいと考えております。

また、利息につきましては、3年ごとに見直すことになっております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の答弁で、どういうふうに連帯保証人に対して、12月のところで言われましたよね。古い方、要するに今までなっていらっしゃる方にも、それは適用していきたいということの答弁であったと思うんです。そうなった場合、誓約書について、それは一体誓約書は誰がとるのか、どうするのかというところをきっちりしておかないと、ちょっといろんな問題があって、私、今回、まさかこういうふうになっているとは夢にも思わなかったんですけど。

だから、例えば、入居者が支払いをずっと延滞しているといった場合に、保証人が、じゃあ前の分は払うから、もう私、保証人になりたくないよというような事態が、もし発生しないとも限らないと思うんですよ。そういった場合に、取り扱いについて、もう保証人

がいなければ、じゃあ出なければいけないのかというような問題なんかも、ひょっとしたら頻発するんじゃないかなというふうにちょっと思ったものですから、そこだけはちょっと確認させていただきたいなと思うんです。

そうでないと、この連帯保証人の部分で、これからトラブルが起きない状況が絶対にないということが、私はないと思いますので、危惧されることをある程度予想していきながら条例をしっかりと定めていくことのほうが、私たちは、より具体化する住民の立場に立った物の考え方ができてくるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、その際、住民の立場に立って、じゃあどうするのか。入居者の立場にだけ立つのか、保証人の立場にも立って、しっかりとした対応策を講じていくのかということ私が知りたいなというふうに思っていますので、そこは条例に記さなくても対応できるのかどうか、そこのところお伺いしたいと思います。

それから、先ほど民法上の規定によると。民法上の規定であれば、連帯保証人という場合は、それ相続するんです。相続しますよね。だから、そのことをしっかりと保証人には言っておかないと、私、以前、ほかのお金を借りた保証人になっていらっしゃる方が、10年で時効なんです。その10年になる一步手前で、9年と11カ月で、その相続された子どもさんに支払えというのが、弁護士から届いたことがあったんです。だから、そういうことも、やはり保証人になっていただく際にはしっかりと対応していただかないと、民法を皆さんが知っているわけではないと私は思うんです。

だから、民法上の規定があるから、これはこれでいいよと、民法上でするんだよというふうに言ってしまうと、民法を知らない人たちは、簡単に、じゃあいいよと、俺なってやるよと言う。今度から保証人になる人というのは、非常に難しい状況というのが出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、そこも考えて、しっかりとした保証人というか、対応していただけるような状況というのを、これから保証人を設置する場合についても、それだったら身元引受人みたいな感じの状況に保証人をしていくのかどうなのかということも含めて、しっかりとそこは条例化していかないと、またトラブルが起きてから、お金の支払いの問題でいろんなことになってきたりすると、お互いに気まずい状況が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。

入居者も保証人もはっきりわかるように、例えば今回の民法の改正につきましても、今回は保証人のいわゆる根保証、限度額、を設定するものでありまして、保証人の限度額をはっきりするというので、保証人に対しての法律だというふうに解釈しております。

また、この条例につきまして、それに則します規則のほうで……。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。申しわけありません。

誓約書をとることになっております。その中に、入居者、連帯保証人の連名であるんですけど、今回、この条例の改正に伴いまして、その誓約書のほうの説明も変更しようというふうに考えております。その中で、今、議員が申されたような疑問点についても、はっきりわかるような誓約書の文言にしたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町男女共同参画推進条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。この条例を制定することによって、どのようなメリットがあるのか。また、国連や国などでは男女共同だけでなく、ジェンダーを含んだ社会構築が当たり前の時代なんです。なぜ、男女共同参画とされたのか、定義の中にはきちんと性別などとあるので、これらを総称した文言がよいのではなかったかと考えますが、いかがでしょうか。

それに伴い、例えば住民基本台帳及び同性間の結婚、戸籍問題を盛り込んだほうがよかったのではないかと思います。そこまでの議論が尽くされたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。お答えいたします。

本条例を定めることによりまして、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めることで、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することができ、男女共同参画社会の実現に寄与するものと考えているところでございます。

本条例で使用しております男女共同参画という文言につきましては、平成11年に施行されました男女共同参画社会基本法及び平成28年に策定をいたしました第2次高鍋町男女共同参画プランとの整合性をとったものでございます。

しかしながら、近年の多様な性的指向や性自認の意識の高まりを受けまして、条例中に、

これらに対応する規定を設けているところがございます。

性的少数者の方への配慮等につきましては、今後、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な施策を定めております第2次高鍋町男女共同参画プランの改定の際などにおきまして検討してまいりたいというふうにご考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第18号高鍋町附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

次に、議案第20号令和2年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。新規事業を立ち上げた理由は何でしょうか。目標と着地点について述べていただきたいと思います。

読み上げたほうがよろしいでしょうか、議長。読み上げなくても、打ち合わせのときにちゃんと資料は渡しているんですが。読み上げたほうがいい。

○議長（青木 善明） 読み上げてください。

○11番（中村 末子君） 議事録に残るわね。はい、わかりました。読み上げます。

公共施設個別施設計画策定支援業務委託、移住定住サイト作成業務委託、障がい者計画ニーズ把握調査業務委託、避難行動要支援者管理システム、ことばの教室事業委託、産後ケア事業委託、宮崎県畜産共進会協賛会分担金、肉用牛生産基盤強化促進事業補助金、中尾地区災害対策工事測量設計委託——昨年は千円予算でした——小丸川土地改良区運営負担金、創業支援事業補助金、新商品開発支援事業補助金、地域商業活性化イベント支援事業補助金、空き家店舗等活用にごわい創出支援事業補助金、魅力ある商店街形成支援事業補助金、オリンピック聖火リレー負担金、ダンプ車購入、小型ポンプ積載車購入、スクー

ルソーシャルワーカー配置事業、校務支援システム共同調達構築費用負担金、町内埋蔵文化財活用事業、図書館改修設計委託、自主財源の伸びの要因は何であるのか、比例して交付税が減額と見ているが、そのことについてはどうなのでしょう。

西都児湯環境整備組合負担金の斎場分増額は、死亡者が多いと判断したのか、それとも別の施設整備が行われるのかお伺いします。

物件費の削減理由は何でしょうか。昨年比とすると4.7%、金額で410万円少なくなっております。昨年行った人口減少対策アンケート、総合戦略等作成の基礎調査等の委託はありましたが、その結果を受けての予算はどこにあるのか。公共施設に関し、昨年は劣化点検診断業務が委託され、ことしは、それを受けてなのかわからないが、個別計画策定が行われるようですが、点検診断での結果及びそれに係る計画までの概要をお示し願いたいと思います。

会計年度任用職員の条例ができたときに確認しましたが、現在の制度で働いておられる臨時職員及び嘱託職員、パートなどの方からの聞き取り及び確認はなされたのかどうかお伺いします。

ふるさと納税12億円の根拠理由及び必要経費差し引き残の割合は何%であるかお伺いします。

地方バス路線維持に関して県との協議は行っていないのか。利用者が少なければ、免許返納者へも使えるような幅広い使い方のできる仕組みに変更できなかったのかお伺いします。

昨年と比較して、自主財源がわずかですが率は減、依存財源は増となっているのに、地方交付税が減額とした理由は何でしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財政経営課関連部分についてお答えいたします。

まず、新規事業の立ち上げの理由、目標、着地点についてでございますが、公共施設個別施設計画策定支援業務委託100万円につきましては、平成28年度に策定をいたしました高鍋町公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの中長期的な維持管理、更新等に係る具体的な対策や費用等、いわゆる施設の長寿命化に関する計画について策定するための委託業務でございます。施設ごとに策定しました長寿命化計画に沿った計画的かつ効果的な維持補修を実施することで建物の機能、安全性が保たれ、トータルコストの削減につながるようになります。

また、公共施設全体につきましても、将来的な施設の利用ニーズやコスト等を踏まえた整備方針や優先順位など、限られた財源をどの施設に重点的に配分していくのか、財政負担の軽減や平準化など、総合的な判断や検討する際の活用もできていると考えております。

次に、自主財源の伸びの要因についてでございますが、町税が7,827万9,000円、3.8%の増、ふるさと納税寄附金が2億円、20%の増などによるものでございます。

次に、地方交付税の減額理由についてでございますが、基準財政収入額に算入される町民税、固定資産税の伸びが見込まれることから、減額で試算したところでございます。

次に、物件費の削減理由についてでございますが、減額の主なものといたしまして、地域資源付加価値向上事業が完了したこと。また、ふるさと納税推進事業に係る経費を見直し、宅配郵便料やワンストップ特例申請受付点検業務委託が、それぞれ減額になったことなどのためでございます。

次に、自主財源の率が減となり、依存財源の率が増となっている理由についてでございますが、金額ベースで申し上げますと、自主財源が7,813万6,000円増、依存財源が1億7,686万4,000円の増で、依存財源の伸びの幅が大きいことから、予算全体に占める割合として、依存財源の率が昨年度より増加したものでございます。

依存財源の伸びの主な要因といたしましては、地方消費税交付金が消費税率引き上げにより3,750万円、9.6%の増、社会資本整備総合交付金、障害者自立支援給付費等負担金など国庫支出金が1億4,366万2,000円、12.4%の増、社会資本整備総合交付金事業債、防衛施設周辺道路改修等事業債等の町債が9,155万7,000円、24.1%の増などによるものでございます。

地方交付税の減額理由につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、基準財政収入額に算入される町民税、固定資産税の伸びを見込んでいることから、減額で試算をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。地域政策課関連の予算のお尋ねについてお答えをさせていただきます。

まず、移住サイト作成業務委託につきましてでございますけれども、移住、定住に特化したしましたサイトを立ち上げまして、移住、定住の促進を図ることを目的としております。新たに、空き家・空き店舗バンクの開設でございますとか、PR動画の作成なども新たに行いまして、移住を検討されている方へ、ダイレクトに本町の魅力を感じてもらえることを目標としているところでございます。

次に、創業支援事業補助金、新商品開発支援事業補助金、地域商業活性化イベント支援事業補助金、空き店舗等活用にぎわい創出支援事業補助金、魅力ある商店街形成支援事業補助金の5つの新規補助事業につきましては、これまで行ってまいりました商工業振興対策補助金を全面的に見直しまして、町内商工業の持続的な発展を目的に、より多面的かつ効果的な支援を展開することによりまして、新たな需要の創造でございますとか、雇用の創出、交流人口、関係人口の増加等を目標としているものでございます。

また、これらの補助対象者を決定する際には、高鍋商工会議所、金融機関の協力をいただきまして事業計画の審査を行うとともに、補助終了後のフォローアップまで一体的に継続して展開していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、オリンピック聖火リレー負担金についてでございますけれども、本年の4月26日、日曜日になりますけれども、高鍋町を走ります聖火リレーを円滑に実施するために必要となる経費のうち、高鍋町負担分として積算されたものを県へ支出するというものがございます。聖火リレーの実施につきましては、組織委員会の企画に基づきまして、各都道府県実行委員会が、必要となる交通誘導ですとか沿道の整理、資機材の配置等を決定することから、本県聖火リレーの実施に要する経費につきましては、全て宮崎県実行委員会が積算したものであるというふうになっております。

なお、県内聖火リレーの通過ルートとなっております9市及び三股町、高鍋町、高千穂町以外の町村につきましては、県が代替的に——かわりに費用を負担することとなっております。直接的な費用負担を求めているのは通過ルートであります——、今、申しました12市町のみというふうになっております。

これにつきましては、通過ルートの市町におきましては一定の経済効果ですとか、ルート自体が、今後、観光資源として活用できるなどのメリットがあると考えられることから、直接的に費用負担を求められているというものでございまして、その負担割合につきましては、リレー運営、ランナー管理などの項目ごとに、2分の1から3分の1の負担というふうになっております。

次に、本年度行っております人口減少対策アンケート、総合戦略等作成の基礎調査等の委託の結果を受けての新年度予算についての反映でございますけれども、令和2年度に策定を予定しております第6次高鍋町総合計画後期基本計画への反映や、今後、策定及び改定を予定しております各種計画等での活用を予定しているところでございます。

次に、ふるさと納税の根拠でございますけれども、令和元年度の寄附額の状況を勘案いたしまして、当初予算では12億円と見込んだところでございます。必要経費差し引き残額の割合につきましては43.6%でございまして、金額にいたしますと5億2,369万8,000円、こちらを積立金に計上しているところでございます。

次に、地方バス路線維持に関して、県との協議は行っていないのかというお尋ねでございますけれども、年2回開催しております高鍋町地域公共交通会議というのを行っておりますんですけれども、その中におきまして意見交換を行わせていただいているところでございます。

また、利用者が少なければ、免許返納者へも使えるような幅広い使い方のできる仕組みに変更できなかったのかというお尋ねでございますけれども、現時点では、免許返納者を対象とした見直しは予定しておりませんが、廃止代替バス路線につきましては、本年2月に乗り込み調査を行いました。そこ、利用実態の把握を行った路線ございまして、その結果を受けまして、運行時刻の変更等について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、なでしこバスにつきましては、今後、ルート等の変更を含めた見直しを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。福祉課関係の新規事業の立ち上げ理由、目標等についてでございます。

まずは、障がい者計画ニーズ把握調査業務委託ですが、この調査は、地域生活支援拠点の整備を図るために、地域における障がい者の各種ニーズや課題などを把握することを目的に行うものでございまして、これによって第6期高鍋町障がい福祉計画及び第2期高鍋町障がい児福祉計画を策定する際の基礎資料としまして、障がい者の実態や意識、意向を調査し、今後の福祉施策に反映させていくものでございます。

次に、避難行動要支援者管理システムについてでございますが、現在の要支援者名簿につきましても、パソコンの表計算ソフト、エクセルで作成したものを印刷した紙台帳で管理しているところでございます。そのために、死亡、転出、さらに介護や障がい情報などの更新に時間を要しておりまして、より実効性のあるもの、情報共有が図れることを目的に、このシステムを導入するものでございます。これによって、名簿更新の業務の効率化、個別支援プラン作成の促進、災害発生時の即時対応につなげていくものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。健康保険課関連の新規事業についてお答えいたします。

まず、ことばの教室事業についてでございますが、現在、2歳児相談、3歳児健診において言葉の発達に支援が必要と判断し、保護者の同意が得られた子どもさんを対象に、言語聴覚士による「ことばの教室」を健康づくりセンターで月4回実施しております。

しかしながら、対象となる子どもさんの数が多く、おおむね3カ月に1回程度の教室利用となっており、より支援が必要な子どもさんの利用を優先することから、軽度の支援で改善が見込まれる子どもさんの支援が十分でない状況でございます。そこで、1月から教育委員会が実施しております年長児を対象とした「ことばの教室」を4月以降も、こちら、健康保険課のほうで継続して実施するという事で、現在行っている「ことばの教室」との連携を図りながら、小学校就学までに発音の改善や言葉の発達を支援することを目標に、「ことばの教室」を充実するというものでございます。

次に、産後ケア事業についてでございますが、家族等から十分な援助が受けられない産婦及びその新生児、乳児を対象に心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備するものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。農業政策課の新規事業関係部分について説明をさせていただきます。

まず、予算書の165ページの宮崎県畜産共進会協賛会分担金でございますけれども、これは、県内の家畜市場におきまして、和牛改良のさらなる向上を目的として定期的に開催されております畜産共進会に対し、周辺の市町が開催費用の一部を負担しているものでございます。今年度は都城市で開催されたんですけども、令和2年度は児湯地域家畜市場で行われることが決定いたしましたので、本大会が盛大に行われることで、地域の畜産振興の成長が図れるものというふうに考えております。

また、本年は口蹄疫復興から10年の節目となりますので、町といたしましても最大限の協力を行いまして、この共進会を盛り上げていきたいというふうに考えております。

次に、同じく予算書165ページの肉用牛生産基盤強化促進事業補助金でございますけれども、この事業は本年度まで行っておりました3つの事業を、来年度は一本化するものでございます。これによりまして、牛飼養農家のニーズに合わせた弾力的な予算執行が可能になるものというふうに考えているところでございます。

次に、167ページの委託料の中尾地区災害対策工事測量設計委託でございますけれども、これは、平成30年度の台風災害によりまして、既存水路の断面不足により越流しまして農地の被害が発生し、また、ここは、過去にも被災の経歴がございますので、地元のほうからも、この水路の改修——かさ上げになるんですけども——要望が出ている場所でありまして、今回、農水省の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用いたしまして、この水路の測量設計を行いまして、令和3年度に改修工事を行いたいと考えているところでございます。

次に、同じく167ページの小丸川土地改良区運営負担金でございますけれども、小丸川土地改良区の基本的な収入は、高鍋町と木城町の組合員から納付される経常賦課金でございます。

ただ、近年、水田利用の減少や滞納金の増加などによりまして、組織弱体化が懸念されているところでございます。持続的に小丸川土地改良区が、行政や受益者の求める本来の役割を果たすためには、土地改良区の組織強化を図り、関係機関との連携のもと、積極的な取り組みを行っていただくことが重要だというふうに感じているところでございます。

そのために能力のある職員の確保や給与水準の底上げなどによる事務局体制の強化は必要となるんですけども、現在の農業情勢では、農家負担に直結します経常賦課金の値上げは困難な状況でございますので、木城町とも協議の上、ほかの土地改良区と同様に関係市町からの負担が必要であるというふうに判断いたしまして、今回、当初予算のほうに計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課、新規事業のダンプ購入についてでございますが、車両の老朽化に伴い、使用時におけるふぐあいの発生が多く、今回買い替えを計画したものでございます。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。総務課関連部分についてでございますが、まず、総務課所管の小型ポンプ車購入につきましては、車両の老朽化に伴いまして、今回、買い替えを計画したものでございます。

次に、臨時職員、非常勤職員等に対しましては、会計年度任用制度への移行に伴います勤務条件などの変更点や職員の扶養関係に影響する点につきまして、丁寧に説明を行った上で、就労意思について聞き取り及び確認を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 教育総務課長。教育総務課所管の新規事業についてお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカー配置事業につきましては、議案第10号の質疑でもお答えいたしました。本町独自の配置によりまして、学校、家庭等との連携が密になり、児童生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のほか、学校の抱える課題、支援ニーズを的確に把握できるなどの効果を期待しているところでございます。

次に、校務支援システム共同調達構築費負担金につきましては、教職員の業務負担を軽減し、働き方改革を推進していくことが喫緊の課題となっている中、県内の公立小中学校に統一したシステムを導入することにより、教職員の業務改善を通し、働き方改革を図るとともに、教育の質の向上を目指すものでございます。

あわせて、システムを共有化することで、その調達費用や運用、保守に係るコストの削減、調達に係る事務負担の軽減が期待できるものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。社会教育課関係の新規事業についてでございますが、町内埋蔵文化財活用事業につきましては、出土遺物等の再整理を行いまして、それら遺物の企画展示と関連講座を国の補助を受けて実施をするものです。

再整理につきましては、発掘調査から30年近く経過しました土器類の接合等を実施しまして、それらを統一規格のコンテナ等で収納いたします。それから、いつでも展示等に活用できる状態にすること、さらに町内の埋蔵文化財に対する理解促進と普及啓発を目的として行うものでございます。

次に、図書館改修設計委託についてでございますが、現在の施設の老朽化に伴いまして空調や雨漏り、トイレの洋式化、LED化、バリアフリーなど早急に改修を行う必要がある箇所につきまして設計を委託するものです。

以上です。

○議長（青木 善明） 町民生活課長。

○町民生活課長（山下 美穂君） 町民生活課長。西都児湯環境整備事務組合負担金の斎場

分の増額についてでございますが、今後の大規模改修等に備え、基金の積み立て及び火葬炉内設備の修繕に伴うものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） さっき答弁のあったところで、2つ、ちょっと確認させていただきたいと思います。

1点が、先ほど財政経営課長が答弁されましたけれども、地方消費税の関連です。これで、地方消費税というのがどれぐらい入ってくるのかわからないという、国の算定のところもありますし、幾ら入ってくるのかも、まだわからないという段階の中で、それを当初で把握することは非常に難しいんじゃないかなというふうに思っているんですけども、それをどういうふうに算定されたのか、そこのところを確認だけさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、幾つもありますよね、これまで行ってきた持続的な事業というか、商店街というか、創業支援事業補助金から魅力ある商店街形成支援事業補助金説明をさせていただいたと思ってるんです。しかし、これが、今までと違う補助内容なのか。全て補助金となっている関係で、一体どこの団体に、どのようにこれがされるのかというのが、非常に危惧されるんです。

今までも、まちなか活性化事業で商店街立ち上げました。ところが、これ解散しましたよね。これが引き続きであっているわけじゃないと思うんです。だから、お金があるときだけ立ち上げて、お金がなくなったら、また、なくなってしまう。お金があるときだけ、じゃあ立ち上げましょうと、そういうことを繰り返し繰り返しやっていたんでは、商店街の活性化というのはできるはずがないんです。

やはり、商業者というのは、みずからの力で、みずからちゃんと経営をしていくというのが、これ基本なんですよ。だから、そこのところを忘れてしまったら、商業者として、もうこれは商業活動は、私はすべきじゃないとまで思っているんです。

そこに町から補助があれば、そのときだけ補助金を受けて、そのときだけ、何か形だけ残すというような形。結局、町屋再生にしても、今は、ほかの方がお引き受けしていただいている状況なんですけれども、それだって、ほかのところがお引き受けくださったからよかったようなもの、当初の目的からすると、確かにあかりは残っていますよ、のれんも残っていますよ。だけど、町屋事業そのものっていうのが、もう、一番街なり中町なりが、こういうように疲弊してきた状況の中でどうなのかなっていうことが非常に気になるところなんです。

だから、金額的には確かに全体しても、そう大した金額じゃないと思っていらっしゃるかもしれないんですけども、町なかでいろんな再生をやろうと言った方々からすると、はっきり言って、この創業支援についても、この50万円ぐらいの金額でできるのかなというのはあるんです。

だから、どこに重きを置いて、どこを到達——私が目標と着地点と書いた一番大きな理由というのは、目標をちゃんと持って、この創業支援事業補助金を出すには、最低5年間はいてもらわんと困ると。そして、1店舗来たときには、それに付随する形で3店舗とか、例えば5カ年で3倍とか5倍とか、ある一定の目標を決めて、ちゃんと着地点を決めてあげておかないと一生懸命にならないと思うんです。そこを1年ぽっきりのような。だから、私はお金を出すんだったら、思い切って出してもいいと思うんです。50万円じゃなくても、これへ200万円ぐらい出してもいいと思うんです。本当にそれだけのあれがあるのであればです。

だから、要するに言い方が悪いけど、お金をどぶに捨てるようなものだったら、この50万円ももったいない。60万円ももったいない、80万円ももったいない、130万円ももったいない、どこにどういった補助をしていくのか、どういう目的を持っているのか、そこ辺のところが明確にならない以上、商店街にお金を出していくこと、そのものは、私はもうどぶに金を捨てるようなもんだと思っているんです。

だから、これは高鍋町が出しているから、いないからという問題じゃない。商業者の人たちがしっかりとそこに足を踏ん張って、町なかを再生していただくという気持ちをしつかりと持ち続けていただかないと、あそこだけがよかったからいいわというものなのかどうかということを、私は、だからこそ目標と着地点について述べていただきたいと言ったのは、そこがあるんです。その答弁が全然なかったと思うんです。

確かに目標と着地点ない場合もありますよ。オリンピックの聖火リレーだって、確かに今年度限りの負担金でしょうから、ないと思いますよ。ダンプ購入にしても、新規事業ではあっても、これはもう老朽化したものである。だから、そういうものじゃなくて、今、いろんなものを立ち上げてやっていくっていう、地域政策課なりにしっかりとした目標と着地点というのを持っておかないと失敗する事業だと私は言いたいんです。だから、そこがあるのかということなんです。そこをしっかりと持っていかないとだめなんですよということを、私、申し上げているんです。

それと、先ほど、図書館の改修設計委託でありましたけれども、空調とかトイレとか、それも目に見えるものを改修したいということのようなんですけれども、図書館に来ていただいている方のほとんどが、代表監査の報告でもありましたけれども、見ていくスペースが少ないと、みんなが行くような。

私、今回、初めて知ったんですけれども、コロナウイルスで宮崎県で出たといったときに、すぐ閉鎖になりましたよね。そしたら、車で次々、きょうはだめなんですねと言って帰られる方が、まさか正直な話、朝からあんなにたくさんいらっしやるとは、私、悪いけど想像もしていなかったんです。だから、図書館の利用者ってこんなに多んだっていうふうに、逆にこっちは思った次第なんです。

だから、そういうことも含めて図書館の改修設計委託についても、改修設計委託だから、あそこで読むためのスペースというのをどうにかするべきかというところにはならないの

かもしれないけど、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 中村議員、自分の思い、考えは、もうカットしてください。

○11番（中村 末子君） いいですよ。

○議長（青木 善明） 総括質疑でございますので、あとは特別委員会で詳細についてはお願いいたします。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。地方消費税交付金についてのお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こういった状況での地方消費税交付金を見込むということは、大変不確定な要素も多いというふうには考えております。地方消費税交付金は、地方消費税の収入額の21分の11に相当する額の2分の1を、一定基準により地方に交付されるものでございます。地方消費税の率が上がったということでございますので、当然に、その交付される額も上がるものとは考えております。

今回の計上につきましては、国の地方財政対策、あるいは今までの地方消費税交付金の交付実績から算出をしたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えさせていただきます。

議員、只今ございました5つの新たな補助金でございますけれども、確かに、今までさまざま補助金、構えまして、いろんな団体ですとか、そういったところに補助してまいりました。その成果が、今あらわれているかというところを考えますと、所管課としてはじくじたるものがございます。

今回、新たにそれを組み直しまして、5つの補助金に分けて細かくやっていくということにしましたのは、まず、今までは団体ですね、そういったところに、商業者の団体に向けて補助金を出していくというようなところ、主眼を置いておりましたんですけれども、今回、創業支援補助金にいたしましても、新商品にしましても、空き店舗につきましても、これらは個人の創業者を支援していきたいと、高鍋町でお店を開いているいろんな商売をしていきたい、町民の方にサービスをしていきたいという方を、町内、町外を問わず積極的に支援していきたいというところを考えて、この補助金を新たに組み直したものでございます。

今回の補助金、特定の団体を想定してつくったものではございませんで、これから、特に町外のそういった若手の創業者、いろんなお店を構えて出していきたいというお考えの方に向けてもアピールできるような補助金にしていきたいということで考えておりまして、金額のほうはちょっと低目にはなっておりますけれども、なおかつ、そういった方々の支援をするために、お金を1回出して終わりではございませんで、例えば計画をお出しいただきまして、その計画についてしっかり審査させていただく。私どもと商工会議所、それ

から町内の金融機関、宮崎銀行さんですとか高鍋信用金庫さん、宮崎太陽銀行さん、そういったところと一緒に、その経営計画を検討させていただいて、それからまた補助金を審査させていただいて、それが通った後も、議員のおっしゃるとおり、5年でも10年でも、ずっと高鍋町で商売をしていただけるように、店を構えていただけるように、さまざまな支援を行っていきたいという仕立てを考えているところでございます。

また、着地点というところでございますけれども、一応この補助金、3カ年、展開をしていきたいというふうに考えております。3カ年の中で、さまざま御相談いただくこともあると思います。申請を受けることになると思いますけれども、そういったところも常に私どもでも勉強しながら、また、その制度に足りない部分、欠けている部分等あれば、それを補うような形で少しでもバージョンアップして、そういった方々への支援ができるようにしたいというふうに考えているところでございます。

ですから、今回、例えば3年間、5年間で何件とかいうところの着地点と、そういった件数での着地点は、今回は想定していないところでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。図書館のあり方につきましては、現在、図書館機能の分散化とか学習室機能なども含めて検討しております。構想をまとめて検討中でございます。

監査委員からの指摘がありましたように、閲覧室の狭さ、それと書架の配架による車椅子が通らない、いわゆるあの狭さとか、あのあたりも含めまして、古文書の保存も視野に入れて考えてまいりたいと思っております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 済みません、ちょっといいですか。もし訂正してもらえらんだらと思っております。

今、中村議員が、商店街の補助金に対して、どぶに捨てるって言われたんですが、商店街をどぶに例えるのはいかがかなと。これ議事録に載りますので、もし中村議員が訂正可能であれば、訂正を要求いたします。

○議長（青木 善明） 中村議員、今、永友良和議員の意見に対しまして、いかがでしょうか。

○11番（中村 末子君） 別に商店街のことを勘ぐったわけじゃないから。

○議長（青木 善明） どぶに捨てるという表現は。

○11番（中村 末子君） どぶに捨てるという表現は、そうやって、もったいないという表現です。

○議長（青木 善明） じゃあ、もったいないということで……。〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第21号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。中央医療審議会が政府に対して答申されましたけれども、今後の医療現場に関しての内容であります。

医療費に反映すると予想される事柄は何であったか。

また、筋萎縮に関する治療費として、2歳までに特化しての薬が認可されましたけれども、新生児のうち——全国でどれぐらいいるのか、出生率があるのか、ちょっとわかりませんでしたけれども——20名ぐらいいるということなんですね。その薬について、もし高鍋町で国保加入者が発症した場合についての保険税の関連は出てくるのかどうか、確認だけさせてください。

特定健診率について、目標を持って臨まれておりますけれども、達成するための方策として、今年度はどのような政策を持っておられるのかお願いしたいと思います。

それと、国保税徴収に関して、私も勉強不足だったんですけれども、年金受給者に関しての徴収のあり方は、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。まず、医療費についてでございますが、医療費につきましては、広域化となったことから、保険給付費につきましては、全額、県の負担となります。しかしながら、急激な医療費の増額があった場合は、翌年度以降の納付金に影響することが考えられます。

次に、特定健診受診率についてでございますが、第2期データヘルス計画において、本年度の目標を50%としております。令和2年度につきましては、40歳からの特定健診に加え、生活習慣病の早期発見、若年層の健康への意識強化のために19歳以上から健診を実施するとともに、集団健診の実施回数を、土日を含め、年2回から3回にふやすなど、受診しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（杉 英樹君） 税務課長。国民健康保険の年金受給者の国保税の徴収についてということでお答えいたします。

年金受給者につきましては、特別徴収と普通徴収と2つに分かれて徴収を行っております。年金受給者に関しましては、平成20年の4月に法改正が行われまして、後に述べます要件に該当する方は、年金からの特別徴収になるというふうに規定をされております。

要件につきましては、世帯主を含みます国保の加入者全員が65歳から75歳未満であること、年額の年金が18万円以上であること、それとあわせて国民健康保険税と世帯主の介護保険料が、合計額が年金の2分の1を超えないことという条件があります。この要件を満たしますと特別徴収になるということになっております。

また、その要件を満たしましても、年度途中での転入、社会保険からの離脱、そういうものが絡んだりすると、タイミングによっては普通徴収になってということがございますので、若干わかりにくい点はあると思います。

また、この件につきましては、国民健康保険の納付書発送時に、個別にチラシを毎回入れさせていただいておりますので、それをごらんいただくとわかりやすいかとは思っております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第22号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 後期高齢者医療費の伸びがないような手立ては考えてあるのかどうかお伺いします。

普通徴収分は毎年減だが、その要因は何でしょうか。

医療費の伸び率の算定基準は何であるのか、連合会からの説明はあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、後期高齢者医療費の伸びの抑制についてでございますが、健康診査や健康相談により、病気の早期発見、早期治療が重要であることから、集団健診の実施回数を年1回から3回へふやし、重症化予防へつなげてまいりたいと考えております。

次に、普通徴収分の減についてでございますが、保険料につきましては広域連合が算定した額を、特別徴収、普通徴収分に案分して予算に計上しております。被保険者が年々増加する中、普通徴収の割合が減り、特別徴収の割合がふえてきている状況でございます。

次に、医療費の伸び率の算定基準についてでございますが、医療費につきましては広域連合が推計をしておりますが、平成30年度までの実績及び令和元年度の実績見込みに乗じて推計したものであるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。計画の進捗率はどうなっているのでしょうか。また、区域外からの要望はあるのかお伺いします。

使用料の伸びはキャノンだけなんでしょうか。それにしても、当初説明からすると少ないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

公営企業となるには無理があると思いますが、その理由は何か。水道事業と違い独立採算方式となっておらず、一般会計から、現在2億円の拠出についてはどうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。進捗率でございますが、年度途中のため、平成30年度末でお答えいたします。整備率は97%、水洗化率は84.4%となっております。また、認可区域外からの住民からの要望は特段ございません。

次に、使用料の伸びにつきましては、キャノンの分を考えております。元年度——今年度ですね——につきましては、8月からのフル稼働ということもありましたので、その分を考慮しております。

次に、公営企業についてでございますが、総務省から、人口3万人未満の市町村につきましても、令和5年度までに公営企業会計へ移行するよう通知文が来ているため、来年度から着手するものでございます。このメリットといたしましては、固定資産を的確に把握し、計画的な更新が可能となることと、議員のおっしゃりますとおり、独立採算につきましては非常に厳しいと考えております。既に移行した団体に聞いたところ、まだ一般会計からの繰り入れで対応とのことですので、今後の課題だと考えております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和2年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号令和2年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 要介護度4・5でないと紙おむつ支給はできないということなんですけれども、家庭での介護となると、要介護度3からでないと難しいと思いますが、できないのかどうかお伺いします。

元気で長生きを推奨している厚生労働省からは、いきいき百歳体操のほか、どのような仕掛けを求めているのかお伺いします。

介護される人より、介護している人へのフォローが必要だと思うんですけども、どのような支援策があるのかお伺いします。

国民年金などで有料老人ホーム入所が難しく、家族介護で苦慮している人がいらっしゃるようなんですけども、どのようなアドバイス及び施設側への対応を求めることはできないのどうかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 健康保険課長。お答えいたします。

まず、紙おむつ支給についてでございますが、高鍋町在宅介護用品支給事業実施要綱に基づき支給をしているところでございます。要介護3の場合には、町長が必要と認める者と規定されておりますので、申請される方の状況や状態に応じて支給をしてみたいというふうに考えております。

次に、厚生労働省における介護予防への仕掛けについてでございますが、現在の保険者機能強化推進交付金に加え、健康寿命の延伸に向けた地域づくりや介護予防に重点を置いたインセンティブ交付金を拡充し、自治体独自の取り組みを推進するというふうにされているところでございます。

次に、介護者へのフォローについてでございますが、介護される方の状況や介護者の仕事、生活の状況など、そのような状況を把握をいたしまして、適切な介護サービスを提供することで負担軽減が図れるようにしてみたいというふうに考えております。

次に、有料老人ホームの利用希望についてでございますが、ほかの介護サービス利用や各種助成事業の利用など、個別に相談・支援を実施をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。雑用水と飲料水では違いがあるんですけども、雑用水を利用されている方から、ある程度の処理された水のほうありがたいのですがと言われましたけれども、どこがどう違うのか、ちょっと私、説明をしていただければと思っております。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 農業政策課長。うちの雑用水管理事業で配水しております水は、基本的に畑かん用水と同じ水でございますので、消毒等、一切何の処理も行われておりません。実際、畜産を営んでおられる皆様に多く利用いただいておりますけれども、国の定める飼養衛生管理基準におきましては、家畜等には飲用に適した水を与えることと

されておりますので、各農場で適切な消毒処理を行っていただく必要があるものというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号令和2年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。委員会があっても、相談件数はないということなんですけれども、固定資産評価委員会を置かなければならない法律的根拠は何なのでしょうか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 総務課長。法律的根拠についてお答えをいたします。地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条第1項でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この予算を見ますと、あとは造成事業で借金した公債費を返すだけの予算であると考えられますけれども、いつまでになっているのか。あと7年ぐらいですかね。

また、一般会計と一緒にできない理由、法的根拠を明らかにしていただきたいと思えます。

また、どうすればこれが解消できるのか、その辺のところもお伺いしたいと思えます。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（渡部 忠士君） 地域政策課長。お答えいたします。

まず、返済期限についてでございますけれども、令和9年度で返済が全て終わる計画でございます。

次に、法的な根拠でございますけれども、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第46条におきまして、工業用地造成事業の経理は特別会計を設けて行う規定がございます。

また、どうやって解消するかというところでございますけれども、こちらにつきましては、解消するとなりますと繰り上げ償還ということになります。こちらにつきましては、財政と協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。現時点では、まだ繰り上げについての判断はしていないというところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号令和2年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。水が必要とされるのであれば、こちらは供給することはやぶさかではありませんけれども、新築は増加していても空き家となっている状況があるようなんですね。

そこで、お伺いしたいと思います。アパートなどについて、給水負担金は空き家であってもいただけると思うんですけども、そのための水量確保はできているのかどうかお伺いします。

配水管整備事業の企業債が上がっているんですけども、具体的にはどこの計画で、これから先の計画概要は示されないのかお伺いします。

また、企業債に関して据置期間がないようなんですけども、支払いについては問題は生じないのかどうか、また、借入金返済について支障は来さないのか、お伺いしたいと思います。

棚卸資産に関して、限度額を設定する法的な理由は何でしょうか。ファイナンスリース資産とは何をもってするのか、また、そのことによって、水道事業がどう変化となるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。新築アパート等が、最近ふえている現状でございますが、水量につきましては、計画給水人口を2万1,000人、計画配水量9,000トンで設定しているため、給水に必要な水量は十分確保されているものと考えております。

次に、企業債の金額が上がっていることにつきましては、配水管布設替え工事におきまして、国道10号、俵橋から鬼ヶ久保地区を約1キロ、布設替えする計画をしております。この分での工事負担金の上昇によるものでございます。今後の計画につきましては漏水箇所や耐用年数等を考慮し、町道、県道の改良に合わせて随時工事を行っていく予定でございます。

また、企業債につきましては、議員のおっしゃるとおり、据置期間を設けておりませんが、支払いについて問題はございません。現在の経営状況や償還計画から、今後の返済についても支障は出ないものと考えております。

棚卸資産につきましては、地方公営企業法施行令第17条におきまして、棚卸資産購入限度額を予算書に記載することとされておりますので、その額につきましては当該年度に棚卸資産となり得る貯蔵品購入費、これは量水器、材料、薬品でございますが、この総額

を限度額として計上しております。

次に、ファイナンスリースについてでございますが、水道事業では会計システム等のリース契約、これがそれに当たります。この資産がリース資産となります。リース料が300万円以下の場合は賃借料として計上してもよいというのがあるんでございますが、売買取引と同様に、資産及び負債の認識を可能とすることができるため、計上しております。通常の固定資産と同様に減価償却を行っていくため、会計処理に若干の影響はございますが、事務においては特段変わることはないと考えております。現在はリース期間も満了し、減価償却も終わっております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第7号から議案第19号及び議案21号から議案第29号までの22件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第19号及び議案第21号から議案第29号までの22件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号の1件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩をいたします。議員の皆様は第3会議室にお集まり願います。

午後0時07分休憩

.....

午後0時09分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

先ほどの一般会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同じく副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時10分散会
